

## 7. 入居が決まったら・・・入居手続等の注意

- 入居決定後において、申込者および同居人が暴力団員であることが判明した場合、入居資格を無効とし、入居決定を取り消します。
- 入居決定者は、その権利を他の人に譲る事はできません。
- 鍵渡し日に、鍵を渡します。この日が入居指定日です。  
鍵渡し日に次の書類を提出いただき、書類確認後、鍵をお渡しします。  
(書類に不備があれば、鍵が渡せません)
- ①敷金(家賃の3ヶ月分)を銀行に納付書にて払い込み、その領収書を持参して下さい。
- ②家賃の支払を口座振替でお願いします。口座振替申込書にて手続きし、3枚複写の2枚目の本人控え(金融機関の受付印要)を持参下さい。ゆうちょ銀行以外の金融機関にて手続き願います。
- ③誓約書を提出下さい。誓約書の中には、連帯保証人欄があり、住所、氏名、続柄を記入の上実印を押印。連帯保証人は、県内に住所を有する方か入居決定者の親族で、所得が入居者と同等かそれ以上であり、原則、所得が約100万以上の課税所得者の方をお願いします。
- ④印鑑証明書(連帯保証人)と住民税所得課税証明書(最新)を提出願います。  
外国籍の方が連帯保証人になる場合は、永住者もしくは特別永住者に限り、日本国籍の方が提出する書類以外に住民票が必要になります。
- 団地の住宅管理人(入居者の方)へ引越しの挨拶、団地の色々な決まりを聞いてください。
- 鍵を受取った方は、必ず住宅内を点検して下さい。機能面を重点的にお願いします。  
住宅は、以前に人が居住していた住宅で、新築住宅ではありませんのでご了承ください。
- 電気・ガス・水道は、自分で開栓して下さい。
- 県営住宅への入居は、入居可能日から14日以内をお願いします。
- 入居可能日から20日以内に、県営住宅に入居したことが確認できる住民票(世帯全員)と県営住宅入居状況報告書を提出していただきます。
- 家賃の口座振替は、毎月末日です。  
(但し、土、日、祝日の場合には納期限後の翌営業日となります)
- 有料駐車場を使用する場合は、管理センターに申し込んでください。駐車場の有無については、「空き家リスト」をご確認ください。  
すべての団地に駐車場を設置しているわけではありません。
- 団地内外の不法駐車や迷惑駐車は、他の入居者の迷惑となるばかりでなく、緊急時の救急、消防活動の妨げとなりますので、絶対にしないでください。
- 入居後は自治会に加入し、住み良い団地づくりに努めてください。

県営住宅は、県民の大切な財産であり、皆さんに使用していただくにあたり、いろいろな制限や注意しなければならない事項がたくさんあります。

詳細については、入居説明会でお渡しする「入居者のしおり」をよくお読みいただき、一人ひとりがお互いに協力し合い、住み良い団地にしていただくようお願いいたします。